

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、山形県知事（以下「知事」という。）が、山形県建設労働組合連合会（以下「建設労組」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に定める住宅の応急修理をいう。

(応急修理業者名簿の提供)

第3条 建設労組は、この協定に係る業務担当者名簿及び乙の会員（応急修理を行うことができる者に限る。以下「応急修理業者」という。）の名簿を毎年6月末までに知事に提供するものとする。

2 前項の名簿に掲載されることを承諾した応急修理業者は、第6条の規定に基づく知事（災害救助法第13条の規定に基づき、知事が応急修理を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。以下次条から第7条まで同じ。）の指示に従うことに同意したものとみなす。

(協力要請の手続き)

第4条 知事は、応急修理に関して建設労組に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を記載した文書をもって建設労組に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、知事は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

(協力)

第5条 建設労組は、前条の要請があったときは、可能な限り知事に協力するものとする。

(応急修理)

第6条 知事は、応急修理業者に対し、修理の程度、方法及び期間を指示するものとする。

(費用の負担)

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（平成25年10月1日内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める限度額の範囲内に限る。）は、知事が負担するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、知事においては山形県県土整備部建築住宅課、建設労組においては山形県建設労働組合連合会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、知事と建設労組で協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は令和2年4月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、知事、建設労組で記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

知事

山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



建設労組

山形県山形市北町三丁目1番2号
山形県建設労働組合連合会
委員長 佐藤 四男

